

建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

事務内容		区分		県		市	
				建築指導課	出先事務所 (鎌ヶ谷市及び野田市は建築指導課)	限定特定行政庁 (鎌ヶ谷市・野田市・君津市・ 茂原市・四街道市・白井市・印西市)	特定行政庁市 (千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・柏市・市原市・佐倉市・ 八千代市・我孫子市・浦安市・ 習志野市・木更津市・流山市・ 成田市)
建築確認・ 検査・建築主 事事務	建築物	特殊建築物 (法第6条第1項1号 の学校、 旅館、共同住宅等)		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		
		上記以外 の 建築物	木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	次のいずれにも該当するもの ・地階を除く階数が2以下 ・延べ面積が300平方メートル以下 ・高さが16m以下(平屋かつ延べ面積200 平方メートル以下のものは高さ制限なし) (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
			非木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	階数1以下、かつ、200㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
	工作物	工作物 (煙突、広告塔、擁壁 等)		煙突：23mを超えるもの 擁壁：5mを超えるもの	左欄以外	煙突、広告塔、記念塔等：10m以下 擁壁：3m以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)	
		昇降機等 (遊戯施設等)		全部			
		準用工作物 (製造プラント等)		全部			
	建築 設備	昇降機 (エレベーター、 エスカレーター等)		右欄以外	小荷物専用昇降機及びかごの床面積が1.3 ㎡以下のホームエレベーター (所掌建築物のものに限る)	所掌建築物に係るもの	
		建築設備 (空調、排煙等の設 備)		右欄以外	所掌建築物に係るもの	所掌建築物に係るもの	
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		所掌建築物に係るもの	
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		所掌建築物に係るもの	
私道の位置の指定			全部		全部		
制限緩和の許可・認定		右欄以外	仮設建築物の許可 法第43条第2項第1号認定、第2号許可		仮設建築物の許可(所掌建築物に係るもの) 総合的設計の一団地認定(") 法第43条第2項第1号の認定(")		
工事中の建築物の安全計画の届出		右欄以外	所掌建築物に係るもの				
地区計画等の予定道路の指定		右欄以外	利害関係者の同意のあるもの		利害関係者の同意のあるもの		
建築協定の認可		全部					
知事事務	建築動態統計	全部					

全部

備考 限定行政庁の事務範囲は、法第97条の2の規定によるもの